

# 障害児通所支援サービスの申請について

※療育が必要と判断された場合には、障害児通所支援を利用できます。

市HP ID 1039085

## 必要書類



### 1 療育が必要と確認できる書類（下記のいずれか）

障害者手帳

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

療育が必要な状況が示されている医師診断書や発達検査の結果等

※いずれもお持ちの方は、併せてご提出ください。

特別児童扶養手当等を受給していることを示す書類

### 2 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

### 3 世帯状況・収入・資産等申告書

### 4 障害児支援利用計画（下記のいずれか）

計画相談事業所で作成したもの（利用料はかかりません。）

※計画相談事業所を新規で利用する場合

計画相談事業所に直接ご連絡のうえ、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書ならびに計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書も併せてご提出ください。

セルフプラン（ご自身で計画を作成していただきます。）

### 5 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（下記のいずれか）

①個人番号カード（マイナンバーカード）

②個人番号通知カード + 顔写真付の身分証明書 1点

③個人番号通知カード + 顔写真無の身分証明書 2点

※申請者、通所を希望する児童のいずれもご提出ください。

※ご用意が難しい場合はお申し出ください。（住民票は提出不要です。）

### 6 児童調査票

### 7 就学児サポート調査票

※放課後等デイサービスをご利用の方

問い合わせ先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 障害者支援課障害者給付係

電話 04-7150-6081

FAX 04-7158-2727